

## 重富中学校いじめ防止基本方針

### 【学校教育目標】

自他の生命を尊重し、人間性豊かで自立へ向けて全力で努力する、心身共にたくましい生徒を育成する

【家庭・地域との連携】  
(PTA生活指導部・学校評議員会・学校関係者評価委員会・民生委員等)

【いじめ対策委員会】(年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である)  
・目的・役割  
いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成される、いじめ防止等の対策のための組織を置く。学校の取組が計画通りに進んでいるかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等をPDCAサイクルで行っていく  
・組織構成  
(管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家)

【関係機関等との連携】  
(市教育委員会・警察・医療機関・児童相談所・市役所・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等)

【教育活動の重点】  
<全教育活動において>  
○子どもの安心・安全を最優先するとともに、善悪を正しく判断し、社会規範を守ろうとする子どもの育成を図る。  
○基本的な生活習慣の形成と健康の保持・増進を図り、健やかな心身を持つ子供の育成を図る。  
○基礎的・基本的な知識及び技能を身につけさせ、これらを活用して課題を解決するための能力を育み、主体的に学習する態度を養う。  
○家庭や地域との連携を図り、特色ある教育活動を展開する。  
<子どもの主体的な活動>  
○生徒会を中心とした自治活動の充実  
(生徒会目標を中心とした自主的な活動を推進させ、学校生活をよりよいものにしていこうとする意欲を高める。)  
○人権標語等の募集・掲示(人権標語等を募集し、子ども自らいじめは絶対に許されないということを啓発していく。)

【いじめの防止】  
○教職員は、いじめ問題はどこにでも起こりうるという認識の下、いじめは深刻な人権侵害だということを念頭に置き、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯でいやしい行為」という確固たる意志を表明し、日々の指導にあたる。  
○心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、子どもが主体的に活動できる、互いを認め合える授業作りや集団作りを行う。  
○情報モラル教育を推進し、子どものモラルの向上を図り、保護者への啓発にも努める。  
○子どもは、「学校は、誰もが平等に安心して生活できる場所である」ということを認識し、いじめは絶対に許されないということを全教育活動を通して理解させる。  
○保護者は、いじめ問題はどこにでも誰にでも起こりうるということを認識し、地域社会・学校皆で子どもを育てていくという意識を持つ。また、子どもがストレスに適切に対処できるように、日頃から子どもの様子をよく観察し、助言したり、温かく見守ったりする。

【生徒指導体制】  
○生徒指導進進委員(毎週一回、各学年生徒指導委員により、各学年の事例と対策を話し合い、話し合った内容を全職員で共通理解し、実践していく。)  
○特別支援小委員会(毎週一回、各学年特別支援委員により、各学年の事例と対策を話し合い、話し合った内容を全職員で共通理解し、実践していく。)  
○生徒指導上の緊急体制の確立と徹底を行う。  
○生徒指導主任を中心として縦横の連携をとり、迅速に事に当たる。  
【相談体制】  
○子どもが相談しやすい環境作り(教育相談の実施、担任以外でも相談できる環境の整備)に努める。  
○職員研修の充実(年度当初教職員の意識の向上を図り、事例研修や問題点の共通理解、対応)  
○学校ネットバトル事業検索結果の活用  
○SC、SSWとの連携  
○啓発資料の活用

【いじめの早期発見】  
○日頃から子どもとの信頼関係構築に努め、子どもが出すサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち、いじめ問題に対し、早い段階での的確な関わりを持つ。  
○定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、子どもが相談しやすい環境を整え、いじめ問題の実態把握に努める。  
○子どもは、悩み等がある場合、一人で抱え込まず、相談することは恥ずかしいことではなく、誰かに相談するべきだということを理解し、先生や保護者にすぐに相談する。  
○保護者は、日頃から子どもの様子を注意深く見守り、子どもの変化に気づく努力をする。更に、問題発見時はすぐに学校に相談し、学校・地域社会と連携して問題解決に当たる。

【いじめに対する措置】  
○いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害にあった子どもを守り通す。  
○教職員は、事実をよく把握した上で、被害者・加害者の子どもの心のケアを行い、再発防止に向けて指導する。  
○重大ないじめ問題と認められる場合は、直ちに専門機関と連携して対応していく。  
○被害にあった子どもは、事情や心身の聴取を受け、その子どもの状態に応じた継続的な支援を受ける。  
○加害者となった子どもは、再発防止に向けて適切な指導を受けるとともに、子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を受ける。  
○いじめ問題に関係のある学級、そして学校全体では、事実を明らかにした上で、それぞれに応じた聴取や指導、心のケアを受ける。  
○被害者・加害者の家庭は、要望や意見の聴取を受け、事実を理解し、これからの子どもの指導・支援に学校・地域社会と連携を図りながら当たる。  
○PTA総会を開き、事実を確認し、今後同じことが起こらないようにこれからの対応について話し合う。